

# 第一薬科大学

## 利益相反管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、第一薬科大学（以下「本学」という。）及び教職員等が産学官連携活動等を行うに当たり、利益相反を適切に管理し、当該産学官連携活動等を適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、教育及び研究に関する本学及び教職員等としての責任と、本学及び教職員等が産学官連携活動等で得る利益または責任が相反する次の各号に掲げる状況をいう。

(1) 教職員等が産学官連携活動等に伴って得る利益と本学における教育及び研究に係る責任が相反している状況

(2) 教職員等が産学官連携活動等に伴う職務遂行責任と本学における教育及び研究に係わる職務遂行責任が相反している状況

(3) 本学が産学官連携活動等によって利益を得る行為と本学の社会的責任が相反している状況

2 この規程において「教職員等」とは、本学の教職員（非常勤を除く）、学生をいう。

3 この規程において「産学官連携活動等」とは、企業等との共同・受託研究、兼業活動、奨学寄付金受け入れ、自らが関わる知的財産権の企業等への譲渡及び実施許諾等をいう。

4 この規程において「企業等」とは、企業、国もしくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

### (対象事象)

第3条 この規程において「利益相反管理の対象となる事象」は、教職員等が産学官連携活動等を行う次の場合で、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 教職員等が、企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合

(2) 教職員等が、企業等から一定額以上の物品購入に関与する場合

(3) 教職員等が、企業等から何らかの便益を供与される場合

(4) 教職員等が、企業等の一定比率以上の株式、出資金、新株予約券及び受益権等を取得する場合

(5) 教職員等が、本学における職務活動よりも外部活動への時間配分を優先させていると客観的に見られる場合

(教職員等の義務)

第4条 教職員等は、産学官連携活動を行うにあたり、利益相反の疑念を抱きかねないものについては、その解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の努力をしなければならない。

2 教職員等は、産学官連携活動等を行っている場合には、年度ごとに第5条に規定する利益相反管理委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

3 教職員等は、本条前2項に定めるものの他、本学の利益相反の管理に誠実に協力しなければならない。

(利益相反管理委員会)

第5条 本学に、利益相反管理に関する事項を審議するため、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(相談、審査、勧告等)

第6条 教職員等は、自らの利益相反管理に関する事項について、委員会に相談することができる。委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行う。

2 委員会は、第4条第2項に規定する自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるのか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて教職員等にヒアリングすることができる。

3 委員会は、利益相反を構成する事実関係を改善する場合があると認める場合には、自己申告を行った教職員等に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言、勧告等を行う。

4 当該教職員等は、前項に規定する助言又は勧告等に異議がある場合には、原則としてこれに従わなければならない。

(異議申立て)

第7条 教職員等は、本学の見解、助言又は勧告等に異議がある場合には、委員長に対して異議申立てを行うことができる。

2 委員長は、前項の意義申立てを受けたときは、速やかに委員会を開催し当該異議申立てに関する審議を行う。

3 委員長は、当該審議結果に基づき当該異議申立てに対する決定を行い、その決定について当該教職員等に通知する。また委員長はその結果について当該教職員等が所属する長に報告するものとする。

(大学としての利益相反への対応)

第8条 教職員等は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2 前項に規定する問題提起は総務課において受けつけ、委員長に問題提起の内容を報告する。

3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反管理が必要であるか否かを審議する。

4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長に報告する。

(関係書類の保存)

第9条 教職員及び本学は、利益相反に関する書類を5年間保存しなければならない。

(個人情報等の管理)

第10条 本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報は、適切に保管・管理する。

2 委員会委員等、利益相反に関する情報を職務上知りえた者は、正当な理由なく、当該情報を他に任期中又は退職後も漏らしてはならない。

(説明責任)

第11条 本学は、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 本学は、学外への情報公開に当たって、教職員等の個人情報の保護に留意する。

(事務)

第12条 利益相反管理に関する事務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。